

四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業

要求水準書

平成 28 年 3 月 25 日

四條畷市

目次

第1 総則	1
1. 本書の位置付け.....	1
2. 事業の目的.....	1
3. 遵守すべき法制度等.....	1
4. 要求水準の変更.....	3
第2 学校施設整備業務に関する事項	4
1. 学校施設整備の基本方針.....	4
2. 学校施設整備に係る基本要件.....	5
3. 両校共通の要求水準.....	7
4. 四條畷中学校の要求水準.....	9
5. 四條畷西中学校の要求水準.....	10
6. 家具及び備品について（各施設共通）.....	12
7. 設計業務に関する事項（各施設共通）.....	13
8. 建設及び工事監理業務に関する事項（共通）.....	15
9. 市民への説明業務.....	18

資料1 諸室等の要求水準

資料2 設備の要求水準

資料3 家具及び備品の要求水準

参考資料1「ワークショップとりまとめ」

参考資料2「事業用地付近見取図」

参考資料3「地質調査資料」

参考資料4「供給処理施設」

参考資料5「敷地使用可能範囲」

参考資料6「四條畷中学校 設計図書」

参考資料7「四條畷西中学校 設計図書」

参考資料8「忍ヶ丘小学校 設計図書」

参考資料9「空調設置居室一覧」

参考資料10「公立学校施設台帳」

参考資料11「四條畷中学校 空調施設設置工事 設計図書」

参考資料12「岡部小学校大規模改造工事 設計図書」

参考資料13「四條畷南小学校屋内運動場大規模改造工事 設計図書」

参考資料14「照明配置図」

参考資料15「照明設備工事 配線図」

参考資料16「小中連携棟について」

参考資料17「プール及び体育館棟について」

参考資料18「高架水槽の容量等」

第1 総則

1. 本書の位置付け

本書は、四條畷市（以下「市」という。）が、四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、応募者に交付する「募集要項」と一体のものであり、本事業において市が要求する性能の水準（以下「要求水準」という。）を示し、応募者の提案に具体的な指針を示すものである。

2. 事業の目的

市は、四條畷市まちづくり長期計画を策定し、豊かな自然や歴史・文化などの地域資源を存分に生かし、四條畷らしい居住性の高いまちづくりをめざして取り組んでいる。

その取り組みの一環として、四條畷市教育環境整備計画を策定し、市内の小中学校の再編整備を実施し、再編後の小中学校を拠点とした、新たなコミュニティ重視のまちづくりを進めることとしている。

本事業は、上記のまちづくりを進めると同時に、教育環境のさらなる向上をめざして既存の中学校舎の改修及び既存校内における新たな施設の整備を行うものである。

3. 遵守すべき法制度等

(1) 法令等

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- ・ 学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

- ・ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)
- ・ 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和 33 年法律第 81 号）
- ・ 学校施設の確保に関する政令（昭和 24 年政令第 34 号）
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・ 商法（明治 32 年法律第 48 号）
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法

(2) 府・市条例

- ・ 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
- ・ 大阪府景観条例（平成 10 年大阪府条例第 44 号）
- ・ 大阪府屋外広告物条例（昭和 24 年大阪府条例第 79 号）
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・ 大阪府安全なまちづくり条例（平成 14 年大阪府条例第 1 号）
- ・ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）
- ・ 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・ 四條畷市生活環境の保全等に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）
- ・ 四條畷市開発指導要綱（平成 7 年施行平成 26 年改正）
- ・ 四條畷市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 17 号）
- ・ 四條畷市下水道条例（昭和 60 年条例第 20 号）

(3) その他、本事業等に関する法令等

(4) 参考仕様書、参考基準

- ・ 小学校施設整備指針（平成 26 年文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- ・ 中学校施設整備指針（平成 26 年文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- ・ 学校環境衛生基準（平成 21 年文部化科学省告示第 60 号）
- ・ 遊泳用プールの衛生基準（平成 19 年健衛発第 0528003 号）
- ・ プールの安全標準指針（平成 19 年文部科学省・国土交通省）
- ・ 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成 13 年健衛発第 95 号）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 日本建築学会諸規準
- ・ 建築構造設計基準（平成 25 年国土交通省国営整第 38 号）
- ・ 電気設備工事共通仕様書及び同標準図
- ・ 建築工事安全施工技術指針

- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修（最新版））

4. 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、事業期間中に、下記の事由により、要求水準を変更する場合がある。

- ・ 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へに通知する。要求水準の変更に伴い、契約書に基づく事業者への支払金額を含め契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

第2 学校施設整備業務に関する事項

1. 学校施設整備の基本方針

本事業に係る学校施設整備の基本方針は次に示すとおりである。

(1) 安全かつ快適で豊かな人間性を育む学校づくり

児童等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに、障がいのある児童等にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある学校施設とする。また、児童等がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な学校施設とする。

(2) 機能的で社会情勢の変化に対応し得る弾力的な学校づくり

児童等の主体的な活動を支援し、豊かな創造性を発揮できる空間とするため、教育内容や教育方法等の変化に対応して、多様な学習内容・学習形態やコンピューターを含む高度な教育機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な学習環境を確保し、さらに、今後の学校教育の進展や情報化の進展、少子高齢化社会の進展等に弾力的に対応できる学校施設とする。

(3) 市民の生涯学習やまちづくりの核としての学校づくり

地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核であり、生涯学習の場、地域の人材が教育に関わる場としての活用を積極的に推進するため、バリアフリー対策を図りつつ、地域住民の活動の場を広げる地域コミュニティの拠点として、また、地域の避難所となる防災拠点としての役割を十分に発揮できる学校施設とする。

(4) 地域の風土と環境に配慮した学校づくり

地域の自然や文化性を活かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化による環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した学校施設とする。また、地域住民の環境意識の向上を図るためにも、事業計画の策定から使用材料の選定、施工方法や維持管理方法等を総合的に考慮の上、施設の長寿命化やそのための計画的な維持管理を図るなど、環境に配慮した学校施設とする。

(5) 関係者の意見を生かした学校づくり

市では、平成27年5月から6月にかけて市内の各小学校・中学校のPTA、教職員、地域住民からなるメンバーによる「学校づくりワークショップ」を実施し、これからの市における学校づくりについて検討を行った。本ワークショップによる成果を参考としつつ、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を活かし、今後の学校整備のモデルとなる学校施設とする。

なお、ワークショップでの議論については、参考資料1「ワークショップとりまとめ」を参照のこと。

2. 学校施設整備に係る基本要件

(1) 敷地条件等

① 四條畷中学校

所在地	四條畷市岡山東 5-2-10 (参考資料 2 「事業用地付近見取図」 参照)
敷地面積	約 23,418 m ²
法令上の条件	第一種低層住居専用地域 (50・100)、準防火地域、埋蔵文化財包蔵地内(一部)、砂防指定地内(一部)、宅地造成工事規制区域内
地質	・ 参考資料 3 「地質調査資料」 参照
上水道	・ 参考資料 4 「供給処理施設」 参照
下水道	
都市ガス	

② 四條畷西中学校

所在地	四條畷市大字蔀屋 285-21 (参考資料 2 「事業用地付近見取図」 参照)
敷地面積	約 18,929 m ²
法令上の条件	準工業地域 (60・200)、準防火地域、埋蔵文化財包蔵地内
地質	・ 参考資料 3 「地質調査資料」 参照
上水道	・ 参考資料 4 「供給処理施設」 参照
下水道	
都市ガス	

(2) 学校施設整備用地の使用について

学校施設整備用地については、事業者は無償で貸与する。貸与は建設着工時からとするが、市が新小学校整備に必要な工事等を別途行う場合がある以外については、市と調整の上、事業者が事前に各種調査を行うことについて妨げるものではない。また、貸与期間中は敷地の安全管理に努めることとし、学校施設整備業務以外の用に使用してはならない。

各学校の敷地における貸与範囲については、参考資料 5 「敷地使用可能範囲」 に示した。

(3) 施設整備スケジュール

各施設の整備スケジュールは原則、次ページ表のとおりとする。

なお、両施設については、平成 30 年 4 月から学校再編に伴う新校区での運営となることから、可能な限り、各施設の供用開始を早めることができるよう、早期の工事完成を期待している。

ただし、工事を実施するにあたっては、学校運営に支障のないように配慮し、学校と調整を行った上で、実施することとする。

①四條畷中学校

施設	工事が可能な期間	施設の引渡し期限	供用開始
小中連携棟	契約時点から施設の引渡し期限まで	平成 30 年 12 月末	平成 31 年 1 月 1 日
校舎棟	平成 28 年度から着手し、施設の引渡し期限までに完成させること	平成 29 年 10 月末	平成 29 年 11 月 1 日
体育館棟	契約時点から施設の引渡し期限まで	平成 29 年 3 月末	平成 29 年 4 月 1 日
その他	契約時点から施設の引渡し期限まで	平成 30 年 12 月末	平成 31 年 1 月 1 日

②四條畷西中学校

施設	工事が可能な期間	施設の引渡し期限	供用開始
体育館棟	契約時点から施設の引渡し期限まで	平成 30 年 12 月末	平成 31 年 1 月 1 日
プール	プール使用期間(6月から9月)以外の時期に実施すること	平成 30 年 5 月末	平成 30 年 6 月 1 日
校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度から着手し、平成 29 年 11 月末までに完成させること ・普通教室及び生徒玄関から普通教室までの通路部分については長期休業期間中に実施し、完成させること 	平成 29 年 11 月末	平成 29 年 12 月 1 日
その他	契約時点から施設の引渡し期限まで	平成 30 年 12 月末	平成 31 年 1 月 1 日

※既存施設の改修については、長期休業期間中(夏季休業日：7月21日から8月25日まで、冬季休業日：12月24日から翌年1月6日まで、春季休業日：3月25日から4月7日)を中心に実施し、学校運営に支障のないよう、学校と入念に調整を行った上で、工事を実施すること。

3. 両校共通の要求水準

(1) 共通

計画の作成にあたっては、参考資料 6～8 の既存各校の設計図書を参考とすること。

改修については、以下において示した仕様と同等の工法や同等の機能を確保できる前提で既存施設の部分的な利活用の提案も可能とする。

(2) 空調未設置室への空調設置

参考資料 9「空調設置居室一覧」に示す両校で 53 教室に 65 台を設置すること。

居室名については参考資料 10「公立学校施設台帳」を参照すること。

機器の仕様は、参考資料 11「四條畷中学校 空調施設設置工事 設計図書」に準ずること。

(3) ICT環境の充実

体育館、普通教室、各特別教室（PC室以外）に LAN 配線整備すること。

(4) 太陽光発電用の蓄電池の整備

既存の太陽光パネルの仕様は、「出力：15kW、77 m²/校」となっている。

設置する場所は、提案とする。

設置する蓄電池の仕様は、「16.2 kWh 三相リチウムイオン蓄電池 屋外仕様」を標準とする。

(5) 防災拠点としての整備

校内の適切な場所にマンホールトイレ 5 基程度を設置する。

校内の適切な場所にかまどベンチ 5 基程度を設置する。

体育館に多目的トイレ 1 箇所を設置する。設置場所は提案とし、体育館の外部に設置することも可とする。仕様は、参考資料 12「岡部小学校大規模改造工事 設計図書」に準ずること。

(6) 門、フェンスの改修

門、フェンスの改修を行う。

改修の範囲は全周とする。

改修の仕様は、参考資料 12「岡部小学校大規模改造工事 設計図書」に準ずること。なお、フェンスの改修にあたっては、軟式野球のボールが通過しないようにフェンスの間隔を調整すること。

(7) トイレ改修

ドライ方式への改修を行う。

便器の洋式化を行う。

温水洗浄便座を 1 区画に 1 箇所設置する。

照明の LED 化を行う。

照明スイッチ及び水洗蛇口等の非接触化を行う。

トイレ内の配管更新を行う。

改修の仕様は、参考資料 12「岡部小学校大規模改造工事 設計図書」に準ずること。

(8) 校舎、体育館の照明 LED 化

室内は、廊下、室内ともすべて器具及び安定器を交換すること。

改修の仕様は、参考資料 12「岡部小学校大規模改造工事 設計図書」及び参考資料 13「四條畷南小学校屋内運動場大規模改造工事 設計図書」に準ずること。

(9) 夜間グラウンド照明の LED 化

照明の頭部のみを交換すること。

照度はグラウンド上で 300 ルクス程度を確保すること。

照明の本数、配置については、参考資料 14「照明配置図」を参考とすること。

照明の配線については、参考資料 15「照明設備工事 配線図」を参考とすること。(ただし四條畷中学校の配線であることから、四條畷西中学校の現場はこれと若干相違している可能性がある。)

4. 四條畷中学校の要求水準

(1) 技術棟の撤去

技術棟の概要は、下表の通り。(四條畷中学校の技術棟については、設計図書が保存されていないため、下記を参考とすること。) なお、基礎等の撤去は小中連携棟の建設にあたって支障となる箇所のみで可とする。

施設名	四條畷中学校 技術棟
延べ面積	232 m ²
構造	S 造
階数	1 階建

(2) 小中連携棟の整備

技術棟撤去跡に、四條畷中学校と忍ヶ丘小学校との連携を進めるための施設を整備する。施設の内容等については、参考資料 16「小中連携棟について」を参照すること。

(3) 小中連携棟と既存校舎との渡り廊下の設置

小中連携棟と四條畷中学校及び忍ヶ丘小学校の既存校舎を接続する通路を設置する。設置場所等の考え方については、参考資料 16「小中連携棟について」を参照すること。

(4) 既存スタンド（グラウンド内）の修繕

スタンドに発生している表面のひび割れ等の補修を行うこと。

(5) 体育館の非構造部材耐震化

吊下げ式のバスケットボール用ゴールの補強を行うこと。
窓ガラスが破損している箇所については撤去新設とする。(945×1,725 が 5 枚程度)

(6) クラブ活動用倉庫の設置

利用するクラブ数は 20 とし、1 クラブ当たり 15 m²程度の広さとする。
倉庫内には物を置くことができる棚を整備する。
あくまでも倉庫として整備し、内部での滞留を想定しないものとする。
各クラブ単位で施錠が可能な構造とすること。

5. 四條畷西中学校の要求水準

(1) 既存体育館及び既存プールの撤去

既存体育館及び既存プールの内容については、参考資料 8「四條畷西中学校 設計図書」を参照すること。

なお、基礎等の撤去はプール及び体育館棟の建設にあたって支障となる箇所のみで可とする。

(2) プールの整備

既存施設の撤去跡地に整備する。

施設の内容等については、参考資料 17「プール及び体育館棟について」を参照すること。

(3) 体育館棟の整備

既存施設の撤去跡地に整備する。

施設の内容等については、参考資料 17「プール及び体育館棟について」を参照すること。

(4) 校舎の老朽化対策等

外部改修については、下表の改修を行うこと。

場所等	改修内容
屋上全面、庇等	防水改修
外壁全面	外壁改修（塗装については全面を行い、補修を行う面積については、市が募集要項において指定した条件で提案を行い、実際に補修が必要となった面積との差異について、費用の清算を行うものとする。）
建具全て	建具改修(カバー工法) 防音サッシへの置換(遮音等級 T-1 程度)、日射遮蔽対策等を行うこと。
高架水槽	現在の容量で、更新を行う。 現在の容量等は、参考資料 18「高架水槽の容量等」を参照。
消火用補給水槽	屋上に追加で、設置する。 屋上内の設置場所は提案とする。

内部改修については、下表の改修を行うこと。

《共通事項》

場所等	改修内容
天井全面	塗り替え
壁全面	塗り替え
床(廊下)全面	張り替え(塩ビシート)
床(教室)全面	塗り替え
教室と廊下の間仕切り全面	撤去新設
校舎全体	放送設備(機器(親時計含む)、配管、配線)の撤去新設 自動火災報知設備(機器、受信機)の撤去新設

	誘導灯の撤去新設 空調換気設備の撤去新設 電話機、電話回線の撤去新設
--	--

改修の工法は、参考資料 13「市立岡部小学校大規模改修工事 設計図書」に準ずる。
なお、仕上げについては、復元的な改修を前提とする。

《個別事項》

場所等	改修内容
下足室	下足箱の撤去新設
2階 会議室	少人数教室への改修(室内間仕切りの撤去、黒板の設置、流し台の設置)
2階 技術科室 1	少人数教室(64 m ² 程度)、倉庫(32 m ² 程度)への改修(室内作業台等の撤去、間仕切り壁の設置、黒板の撤去新設)
4階 第2美術室	少人数教室(64 m ² 程度)、倉庫(32 m ² 程度)への改修(室内作業台等の撤去、間仕切り壁の設置、黒板の撤去新設)
職員室、生徒会室	黒板の撤去、ホワイトボードの新設
第2理科室、第2音楽室	黒板の貼替
東側屋内階段	手すりの設置(1階～4階)
外部(玄関周辺)	舗装タイル撤去新設
普通教室及び支援教室 (合計 20 教室)	生徒用ロッカー(45 人分)撤去新設

(5) 既存校舎と新設プール及び新設体育館棟の渡り廊下設置

現在の校舎と体育館を結ぶ通路を新設プール及び新設体育館棟の整備にあたって、再整備すること。
通路は、地上に設置するものとし、屋根付きとすること。

(6) クラブ活動用倉庫の設置

利用するクラブ数は 20 とし、1 クラブ当たり 15 m²程度の広さとする。
倉庫内には物を置くことができる棚を整備する。
あくまでも倉庫として整備し、内部での滞留を想定しないものとする。
各クラブ単位で施錠が可能な構造とすること。

6. 家具及び備品について（各施設共通）

諸室等に必要とされる家具及び備品等のうち、資料3に掲げるものについては、以下に示す点に留意のうえ、事業者が整備若しくは調達する。

事業者が本事業を実施するうえで必要と思われる備品については、資料3以外のものであっても業者が自ら調達し、設置することも可能である。

7. 設計業務に関する事項（各施設共通）

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、学校施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。学校整備に伴う都市計画法第 29 条の許可に伴う完了検査までの各種手続き、及び建築確認等設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の判断により実施する。なお、現状の校舎等を整備した際のボーリング調査の結果は、事業者の責任において、当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈するとともに、利用すること。また、事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うことは差し支えない。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 業務範囲

事業者は、本要求水準書及び事業者提案等に従い、基本設計及び実施設計を行う。

(4) 設計体制及び責任者の設置

事業者は設計業務の責任者を配置し、設計体制と合わせて設計業務着手前に市に通知する。

(5) 設計計画書の提出

事業者は設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得る。

(6) 設計内容の協議等

市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は設計にあたり、市と協議を行う。

(7) 進捗状況の管理

設計業務の進捗管理は事業者の責任において実施する。

(8) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は事業契約書にて定める。

(9) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、以下に示す設計図書等を市に提出して承認を得る。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は市に帰属する。

基本設計

- ・ 設計図 : 2部
- ・ 同上製本 : 2部
- ・ 同上縮小製本 : 2部
- ・ 基本設計説明書 : 2部

- ・ 意匠計画概要書 : 2部
- ・ 構造計画概要書 : 2部
- ・ 設備計画概要書 : 2部
- ・ 各技術資料 : 2部
- ・ 工事費概算書 : 2部
- ・ 日影図 : 2部
- ・ 諸官庁協議書、打合議事録 : 2部
- ・ 地質調査報告書 : 2部
 - ※ 地質調査報告書は、市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出する。
 - ※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体1式1部を提出する。

実施設計

- ・ 設計図 : 2部
- ・ 同上製本 : 2部
- ・ 同上縮小製本 : 2部
- ・ 実施設計説明書 : 2部
- ・ 数量調書 : 2部
- ・ 工事費内訳明細書 : 2部 (補助金申請用を兼ねる)
- ・ 構造計算書 : 2部
- ・ 設備設計計算書 : 2部
- ・ 什器備品リスト : 2部
- ・ 什器備品カタログ : 2部
- ・ 建物求積図 : 2部
- ・ 許可等申請、各種届出等 : 2部
- ・ 諸官庁協議書、打合議事録 : 2部
 - ※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体1式1部を提出する。

(10) 開発許可及び建築確認申請

都市計画法に基づく開発許可申請及び建築基準法に基づく建築確認申請を行う際は、申請前に市に事前に説明のうえ確認を受け、建築確認取得時には、市にその旨の報告を行う。また、申請前に、「四條畷市開発指導要綱」に基づく手続きを行う。

(11) 適用する基準等

施設の構造体耐震安全性の分類

施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」のⅡ類とする。木造により建設する場合においても、同等の分類とする。

施設の非構造部材耐震安全性の分類

施設の非構造部材耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」のB類とする。

施設の建築設備の耐震安全性の分類

施設の建築設備の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」の乙類とする。

施設の構造計画

施設の構造計画については、建築基準法によるほか、「日本建築学会諸規準」、「2007 年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）」に準拠する。

(12) 国庫負担金等について

本事業は、義務教育施設整備にかかる国庫負担金等の交付を受ける予定であり、補助対象部分とその他を明確に区分する。

8. 建設及び工事監理業務に関する事項（共通）

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、学校施設の建設（学校施設の建設、旧校舎等解体及び外構工事等一切の工事をいう。以下同じ。）及び工事監理業務を行う。

(2) 業務期間

学校施設の引渡し日に間に合わせるものとする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 着工前の業務

各種申請業務

事業者は、建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施する。市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを市に提出する。

近隣調査及び準備調査等

- ・ 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解を得て、安全を確保する。また、工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得るよう努める。
- ・ 本事業の工事が近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施す。
- ・ 近隣対策の実施については、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- ・ 工事に関する近隣からの苦情などについては、事業者の責任において適切に対応し、処理を行う。

着工時の提出書類

事業者は、工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、市に提出して承認を得る。

(4) 建設期間中の業務

建設工事

事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って学校施設の工事を実施する。事業者は、工事現場に工事記録を常に整備する。以下の点に留意して検討を行うこと。

- ・ 事業者は、施工状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行う。
- ・ 市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- ・ 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行う。
- ・ 施工記録を用意して、市の完工確認に備える。
- ・ 市が別途発注する第三者の行う設計、施工及び備品の搬入作業が事業者の業務に密接に関連する場合には、必要に応じて調整・協力を行う。
- ・ 騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、水枯れ及び電波障害等の諸影響について、十分な対策を施す。万一発生した場合は、苦情処理等事業者の責任において適切に対応し、処理する。
- ・ 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分する。
- ・ 工事により発生した廃材等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図る。
- ・ 隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行う。
- ・ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理する。
- ・ 工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施す。
- ・ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行う。

工事監理

工事監理者は、事業者を通じて工事監理の状況を毎月市に報告し、市が要請した場合は、随時報告を行う。工事監理は、建築については常駐監理、設備については重点監理とすること。

(5) 既存施設の解体について

既存施設の解体にあたっては、施工計画書を作成し、市の確認を受ける。解体にあたっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を遵守すること。

解体材は適切に処分を行い、マニフェストを提出する。解体は基礎部分も含む。また、杭の位置を記録すること。解体にあたり作業上必要な部分以外は、枠組み足場を組み全面を防音シート等で覆う。

(6) 竣工後業務

事業者による竣工検査

- ・ 事業者は、自らの責任及び費用において、竣工検査及び設備等の試運転を実施する。
- ・ 竣工検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに市に書面で通

知する。

- ・ 市は、事業者が実施する竣工検査及び設備等の試運転に立ち会うことができる。
- ・ 事業者は、市に対して竣工検査及び設備等の試運転の結果を検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。

市の完工確認

市は、事業者による前項の竣工検査及び設備等の試運転の終了後、学校施設等について、以下の方法により完工確認を実施する。

- ・ 市は、事業者の立会いの下で、完工確認を実施する。
- ・ 完工確認は、市が承認した設計図書との照合により実施する。
- ・ 事業者は、設備等の取り扱いに関する市への説明を、前項の試運転とは別に実施する。

竣工図書の提出

事業者は、市による完工確認の通知に必要な図書を市に提出する。必要な図書は契約書において定める。なお、これら図書の保管場所を学校施設内に確保する。

完工確認後手続

事業者は、市による完工確認後、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証、引継書を遅滞なく市に提出する。

所有権移転等の関連手続

市から学校施設の工事の完工確認通知を受領した後、引渡し予定日までに、学校施設を市に引き渡す。また、学校施設の引渡しの後に、事業者は市に対して設備等の操作説明等を行う。

業務完了手続

事業者は、施設引渡し後、市に業務完了届を提出し市の履行確認を受ける。

(7) 保険

事業者は、自らの負担により、建設工事期間中、次の保険に加入する。

履行保証保険等

契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証もしくは、契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険。

- ・ 対象：学校施設整備業務に係る設計及び建設工事
- ・ 補償額：設計に係る対価の100分の5に相当する額以上
：建設に係る対価の100分の30に相当する額以上

建設工事保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・ 対象：本件工事に関するすべての建設資産
- ・ 補償額：本件施設等の再調達金額
- ・ その他：被保険者を、事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とする。

第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。

- ・ 対象：本件施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任
- ・ 補償額：任意とする。
- ・ その他：被保険者を、事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とし、交差責任担保特約を

付ける。

その他の保険

事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入するものとする。

9. 市民への説明業務

事業者は、施設整備の状況を説明するため、下記の業務を行うものとする。なお、業務の詳細については、提案による。

(1) 設計説明会の開催

設計内容について、市民に広く説明し、理解を得るための説明会を開催すること。

(2) 現地見学会の実施

市民向けの施工現場の見学会を開催する。開催に際しては、安全の確保に万全を期すこと。

(3) 定期的な情報発信

市民に向けて施設整備の状況等について、定期的に情報発信を行うこと。